

商工会会員の皆さまへ

2025年6月1日以降保険始期用

会員事業者を取り巻くさまざまな事故や災害から、事業活動をお守りします。

商工会の ビジネス総合保険制度

最大割引率
約**35%**

※業種により、上記割引率をさらに
拡大できる場合があります。



保険期間

加入始期月 1 日午後 4 時から翌年同月 1 日午後 4 時まで

加入は毎月受付中！お申込み月の翌月 1 日午後 4 時から 1 年間の保険期間でご加入いただけます。

全国商工会連合会

引受保険会社 大同火災海上保険株式会社

ビジネス総合保険制度は さまざまな事故や災害から、事業活動をお守りします！

事業者を取り巻くリスクは多種多様です。

大同火災の事業者向け保険商品は、事業活動において発生した事故や災害について、事業者が突発的に被った費用や賠償金等の金銭的な負担を各種補償によりカバーすることで、安定的な事業活動をサポートいたします。

事業者の賠償リスクについて

事業活動にはさまざまな賠償リスクが存在します。万一他人の身体・財物にかかわる事故が発生した場合、事業者にとって予想外の高額な損害賠償や費用が発生する可能性があります。



【事業活動に伴う事故の例】

建設業 作業中の高圧ケーブルの切断事故 賠償額：約1,200万円	小売業 シャッター開閉時の人身事故 賠償額：約1,500万円	飲食業 集団食中毒による賠償事故 賠償額：約2,000万円
リフォーム業 内装作業中の建物の破損事故 賠償額：約300万円	食品製造業 出荷品の異物混入による商品回収費用 賠償額：約500万円	製造業 製造した機械の誤作動による人身事故 賠償額：約500万円



『ビジネス総合保険制度』は

1 保険証券で「施設・業務遂行に起因する賠償責任」、「生産物・業務の結果に起因する賠償責任」等の事業者の賠償責任事故に伴うさまざまなリスクを包括して補償します。



さらに

その他リスクについて

事業活動の抱えるリスクは、それぞれの事業の種類や実態によって異なります。

各種費用オプションをご用意しており事業者のニーズに合わせた補償プランをご提案させていただきます。

各種費用リスク

- ・事故時の緊急的な対応に要した費用
- ・不良品のリコールに関する費用

など



休業損失リスク

- ・食中毒や感染症による営業停止
- ・火災等による休業

など



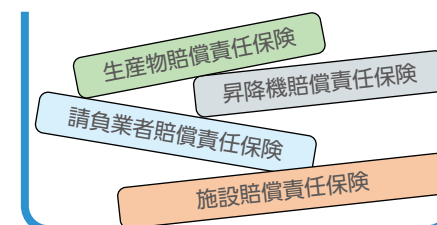
商品の特徴

「ビジネス総合保険制度」は、お客さまのニーズにお応えした、さまざまなメリットがございます！

特徴1 事業活動に関わるさまざまな賠償リスクを包括して補償します。

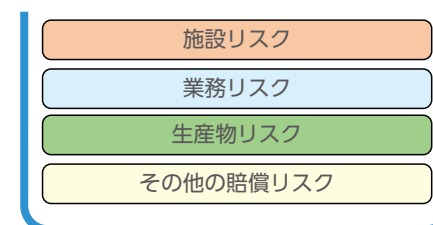
- ・1つの保険で事業活動の賠償リスクをまとめて補償するため、加入漏れや補償の重複の心配がございません。
- ・1保険証券でまとめて契約するため手続きが簡単です。
- ・安心の「年間包括契約」で1年を通じて事業活動をサポートします。

【従来の保険】



別々の保険に加入している場合、補償の漏れや重複が生じる可能性があります。

【ビジネス総合保険制度】



1つの保険にまとめることで、補償内容が確認しやすくなり、過不足なくご加入いただけるようになります。

特徴2 必要な補償を自由にご選択いただけます。

- ・必要な補償は多数の特約からお客さまのニーズに合わせてご選択いただけます。



特徴3 スケールメリットによる割引をはじめ各種割引制度がございます。

- ・団体割引（スケールメリットによる割引）
- ・優良フリート割引
- ・チェックリスト割引

など

最大割引率
約35%



以下の順で説明します

STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご加入条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

1つの保険で 事業活動の賠償リスクをまとめて補償！

「ビジネス総合保険制度」は、基本プランにオプションの特約を組み合わせることにより、お客さまの事業活動に合わせた補償内容にすることができます。

基本プラン

施設リスク

施設の管理不備による法律上の損害賠償責任を補償します。



ビルで火災が発生し、お客さまに死傷者が出た。



お店の看板が落下し、お客さまの車両が破損した。



エレベーターの誤作動により、お客さまが挟まれ、腕を骨折した。

業務リスク

業務(仕事)の遂行により生じた法律上の損害賠償責任を補償します。



工事現場で工具が落下し、通行人が負傷した。



スーパーで荷台を押しているときにぶつかってしまったお客さまが足を骨折した。



清掃作業中、滑りやすい床でお客さまが転び頭をケガした。

生産物リスク

生産物や仕事の結果により生じた法律上の損害賠償責任を補償します。



修理した冷蔵庫の修理ミスで利用者が感電した。



製造した電子レンジの欠陥で出火し、家屋が焼失した。



販売した弁当にサルモネラ菌が含まれており、お客様が食中毒になった。



事業活動に応じた
補償をプラス！



追加オプション

▼基本プランの賠償リスクの補償範囲を拡大する特約

⑤ 被保険者相互間交差責任補償特約



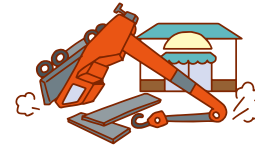
工事現場で工具が落下し、下請業者の車両を破損した。

⑧ 借用・支給・受託物損壊補償特約



火災により、施設内で保管中の受託物が燃えた。

⑬ 使用不能損害拡張補償特約



クレーン車が横転し店舗入口をふさいだことにより、店舗が休業した。

⑥ 漏水補償特約



店舗の給水設備が破損し、階下の住宅を水浸しにした。

⑨ 生産物・仕事の目的物損害補償特約



設備不良でエアコンが落下し、床や家具のほかエアコンも壊れた。

⑦ 管理財物補償特約



建物をリフォーム中、誤って壁を破損した。

⑩～⑫ 地盤崩壊危険補償特約(標準・ワイド・ワイドプラス)



掘削工事中、地盤が沈下し周辺の建物が傾いた。

【その他の拡大特約】

- ⑭ 不良完成品損害補償特約
- ⑮ 不良製造品損害補償特約
- ⑯ 借用イベント施設損壊補償特約
- ⑰ 借用不動産損壊補償特約
- ⑱ 人格権侵害補償特約
- ⑲ データ損壊復旧費用補償特約

▼事故に伴う各種費用を補償する特約

⑳ 被害者治療費等補償特約



お客さまが転倒し、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、治療費を負担した。

㉑ 初期対応費用補償特約



緊急的対応のため事故現場の取り片付けを行い、費用がかかった。

㉒ 訴訟対応費用補償特約



訴訟対応のため資料作成を行い、調査費や人件費がかかった。

㉓ 食中毒・特定感染症利益補償特約



提供した食品で食中毒が発生し、3か月間営業休止し、損失がでた。

㉔ 充実補償リコール特約



販売した商品の賞味期限が誤っており、リコールを実施した。

【その他の費用特約】

㉕ 限定リコール補償特約

㉖ 休業損失補償特約(商工団体用)



店舗が火災によって使用できなくなり休業したため損害が生じた。

サイバーリスクに関する特約

サイバーリスクに特化したご契約も可能です！

① サイバー・情報漏えい補償特約



サイバー攻撃を受け、個人情報が出し、損害賠償請求を受けた。

② ネットワーク中断利益損害補償特約



サイバー攻撃によりインターネットが中断し、通常営業ができず、売上が半分になった。

【その他のサイバー特約】

- ③ 情報漏えい補償特約
- ④ IT業務特約

ご注意いただきたいポイント



保険金のお支払いの対象となるのは、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。例えば、台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。

- ※ 基本プランや特約の詳細については、P7～P12をご参照ください。
- ※ 一部の特約については、特定の事業の場合にのみ付帯できる特約がございます。



ご契約の対象となる方

本商品は以下に該当する事業者の皆さまを対象としています。

1. 事業の把握可能な直近の会計年度(1年間)の売上高・完成工事高の総額(税込)が**100億円以下**であること。
2. 以下の「引受対象となる事業」に該当すること。

【引受対象となる事業】

- ① **「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業^(注1)」、「飲食サービス業」**に分類される事業

(注1) ガソリンスタンド事業、L P ガス事業を除きます。

※1 統計法(平成19年法律53号)に基づく、「日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)」によります。

※2 主たる事業種類(最も売上高に占める割合の大きい事業)によってお引き受けできない場合がございます。

- ② **上記①以外の事業の場合は、下記に該当する事業**

写真館・フォトショップ、クアハウス・浴場、ハウスクリーニング業、映画館・劇場、スポーツ施設提供業^(注2)・スポーツ施設運営^(注2)・スポーツジム^(注2)・カルチャースクール(スポーツ関連)^(注2)、カルチャースクール(スポーツ関連以外)、テニスコート・テニス練習場・バッティングセンター、遊技場(ゲームセンター、ボウリング・ビリヤード・ダーツ場等)、遊園地(有料の施設)、ビルメンテナンス・清掃業、理髪店・美容院、不動産仲介業、冠婚葬祭業、新聞販売業、パチンコホール・スロット店、自動車修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業・インターネット付随サービス、ペットショップ、社会保険・社会福祉・介護事業(児童福祉事業を除く)、労働者派遣業

(注2) ゴルフ場、ゴルフ練習場、山岳登山、スカイダイビング、気球、ラフティング、バンジージャンプ、スキューバダイビングおよびマリンスポーツに関する事業を除きます。

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

この保険で補償の対象となる方は下表のとおりです。

ご注意

- ・一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては「ご契約のしおり」をご確認ください。
- ・**被保険者相互間の事故は補償されません。**補償の対象に含める場合は「被保険者相互間交差責任補償特約」をセットする必要があります。詳細につきましてはP9の「補償内容の詳細」をご参照ください。

被保険者	補償項目			
	施設危険	業務遂行危険	生産物危険	業務の結果危険
① 記名被保険者	○	○	○	○
② ①の役員 ^(注1) ・使用人 ^(注1) ^(注2)	○	○	○	○
③ ①の下請負人 ^(注1)	×	○	×	○
④ 発注者 ^(注3)	×	○	×	×
⑤ 下請製造業者 ^(注4) ・販売業者 ^(注5)	×	×	○	×

(注1) 記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

(注2) 記名被保険者が個人事業主の場合の世帯を同じくする親族を含みます。

(注3) 記名被保険者が工事を行う場合のその工事の元請負人であるときに限り、その発注者を含みます。

(注4) 記名被保険者が生産物を製造する場合でありかつその生産物に使用される原材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

(注5) 記名被保険者の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

★ **ご加入時に「売上高等申告書 兼 告知書」をご提出いただきます。**

- ① 事業別の売上高等の内訳が分かる公的資料に基づき作成を行います(公的資料の添付は不要です)。
- ② ご加入時点の直近の会計年度の売上高・完成工事高等についてご申告いただきます。
- ③ 対象外事業についてご申告いただきます。

制度の概要

ご加入対象者

この保険契約者は、商工会会員で、日本国内に所在する法人、個人事業主が対象となります。
団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

保険契約者

この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とし、各商工会の会員事業者を加入者とする団体保険です。

契約方式について

この保険は企業が年間を通じて行う各種事業を包括的に保険の対象とする「年間包括方式」です。

※ 特定の工事や仕事を個別にお引き受けする場合は、他の商品でのご提案となります。

保険期間について

この保険の保険期間は1年間です(長期契約および短期契約はできません)。

保険料について

この保険の保険料は、「保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税込売上高等^(注1)」に基づいて算出される、**あらかじめ確定した金額^(注2)**を払い込んでいただきます。

(注1) 建設業の場合は「下請工事」や「共同企業体(JV)による工事」を除いて引き受けることができます。その場合は完成工事高の内訳も合わせて確認し、保険料を算出します。

(注2) 「保険料精算特約」をセットした場合は、保険料を暫定保険料としてお支払いいただき、保険期間終了後に確定した売上高にて算出した保険料との差額を精算します。ご契約時点で保険期間中に著しく変動することが見込まれる場合等については「保険料精算特約」をセットしてご契約してください。

主な割引について

保険料が割安になる保険料割引制度をご用意しております。

団体割引

全国商工会連合会のスケールメリットにより保険料を**20%**割引いたします。

※なお割引率については、毎年の被保険者数に応じて変動する場合がございます。

優良フリート割引

当該商品の保険始期日時時点で、記名被保険者が優良割引率20%以上を適用するフリート契約者で、かつ、下記のいずれかの条件を満たす場合、5～10%の割引を適用します。

ア 「全車両一括付保特約」が付帯されている弊社幹事のフリート契約者
イ 「全車両一括付保特約」が付帯されていない場合で、10台以上の自動車を弊社幹事でご契約されているフリート契約者

▼以下の割引は、該当する事業や団体、または特約を付帯している場合に適用されます。

請負業者による割引

※主たる事業種類が建設業のお客さまのみ対象となります。

経営事項審査を受審した事業者を対象に、業者ランクに応じて割引がございます。
詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

食品衛生割引

※「食中毒・特定感染症利益補償特約」付帯のお客さまのみ対象となります。

自治体による食品衛生の監視指導に基づく食品衛生監視票の採点に応じて割引がございます。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

チェックリスト割引

一定の要件を満たしている場合に保険料を最大10%割引いたします。

割引適用の可否につきましては、「チェックリスト割引」確認シートをご提出ください。

補償内容の詳細

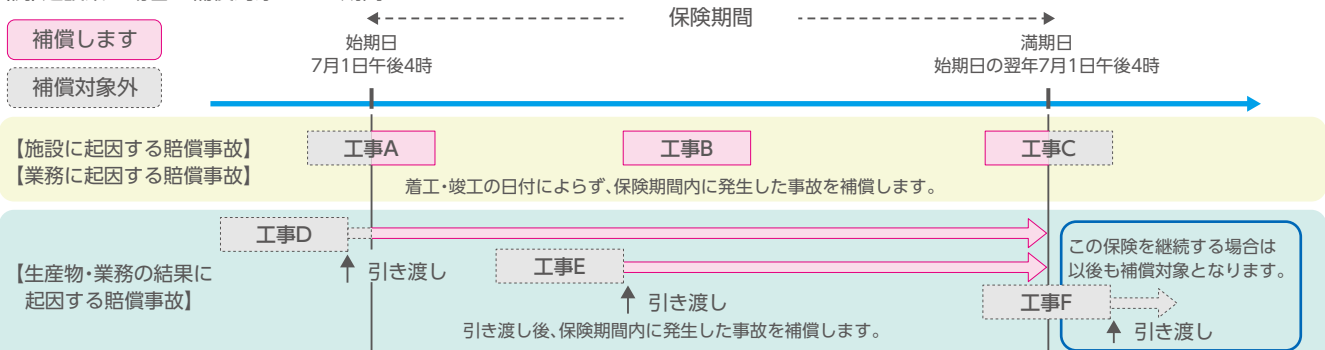
保険金のお支払いの条件や支払限度額、免責金額についてまとめております。
詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

特別約款・特約名称		保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン	共通	保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	○保険契約者または被保険者の故意 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、騒じょう、労働争議 ○地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波等の天災 ○被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ○原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任
	施設・業務遂行危険補償、生産物・業務の結果危険補償（共通）		○石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任 ○身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為に起因する損害賠償責任 ○美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為に起因する損害賠償責任 ○医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復に起因する損害賠償責任 ○整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為に起因する損害賠償責任 ○理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任 ○山岳登山、スカイダイビング、気球、ラフティング、バンジージャンプ、スキューバダイビングに起因する損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
	施設・業務遂行危険補償	○ 仕事（注）の遂行のために記名被保険者が所有、使用または管理するすべての施設に起因する偶然な事故による損害 ○ 仕事（注）の遂行に起因する偶然な事故による損害 （注）記名被保険者が行う対象事業のうち、被保険者が行ったすべての仕事または業務をいいます。 【支払限度額】 1 事故につき 5,000万円～10億円の範囲で設定 【免責金額】 1 事故につき なし～100万円の範囲で設定	○航空機、自動車または施設外における船・車両または動物の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ○施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ○施設の屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ○被保険者の下請負人またはその使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ○じんあいまたは騒音に起因する損害賠償責任 ○塗装作業について、被保険者が飛散防止対策その他の損害防止の予防に必要な措置を講じずに行った仕事による塗装作業中において、塗料、防錆剤その他の塗装用料が飛散または散逸したことによる損害賠償責任 ○クラゲ類またはその他海洋生物によって生じた事故に起因する損害賠償責任 ○地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任 ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れ・落石に起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物、その収容物または土地の損壊 ③地下水の増減
	生産物・業務の結果危険補償	○仕事（注）の遂行のために被保険者が製造、販売または提供したすべての財物に起因する偶然な事故による損害 ○ 被保険者が行った仕事（注）の終了または放棄の後のその仕事（注）の結果に起因する偶然な事故による損害 （注）記名被保険者が行う対象事業のうち、被保険者が行ったすべての仕事または業務をいいます。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 5,000万円～10億円の範囲で設定 【免責金額】 1 事故につき なし～100万円の範囲で設定	○生産物または仕事の目的物の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ○生産物または仕事の結果に起因する事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害賠償責任 ○完成品の損壊や使用不能、またこれらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能に起因する損害賠償責任 ○製造・加工品の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害賠償責任 ○医薬品等（臨床試験に供される物）、臨床試験、人または動物の妊娠に関係する医薬品等に該当する生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○医薬品、農薬、食品の生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったこと等に起因する損害賠償責任
	サイバー攻撃等補償対象外特約	—	○サイバーインシデントに起因する損害、損失または費用 ※サイバーリスクに関する特約を付帯した場合、サイバー攻撃等補償対象外特約の規定を適用しません。

生産物・業務の結果に起因する賠償事故の補償対象となる期間について

- ・この保険のお支払いの対象となる事故は保険期間中に発生したものに限りです。
- ・生産物・業務の結果に起因する事故は、保険期間内であっても生産物・仕事の目的物の引渡し前や仕事の完了前に発生した事故は補償しません。詳細は下図の例をご参照ください。

（例）建設業の場合の補償対象となる期間



記載している内容以外にも保険金をお支払いできない場合や、特約を付帯することで保険金をお支払いする場合がございます。
各特約の詳細につきましては、「ご契約のしおり」に記載の、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

特別約款・特約名称		保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
サイバーリスクに関する特約	①サイバー・情報漏えい補償特約	情報漏えい事故、またはコンピュータシステムの所有・使用・管理もしくは電子情報の提供に起因する他人の業務阻害による損害賠償や費用損害を補償します。 【支払限度額】 賠償 1 事故・保険期間中につき 5,000万円～5 億円の範囲で設定 費用 1 事故・保険期間中につき 1,000万円～1 億円の範囲で設定 見舞費用 法人の場合 1 法人につき 5 万円 個人の場合 1 個人につき 1,000 円 【免責金額】 賠償 なし または 10 万円 費用 なし または 10 万円	○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態、汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ②被保険者の犯罪行為 ③業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為 ④業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑤被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 ⑥サイバー攻撃が金銭等の要求を伴う場合において、その金銭等の費用負担 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①身体の障害に対する損害賠償請求 ②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求 ⑤他の被保険者からなされた損害賠償請求 ⑥この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑦この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
	②ネットワーク中断利益損害補償特約	サイバー攻撃または、被保険者の役員、使用人のネットワーク構成機器等の操作の過誤等による不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止すること（事故）によって、被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失や費用損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 1,000 万円 または 3,000 万円 【免責金額】 10 万円 または 50 万円（注） （注）免責時間が12時間で設定されます。事故が12時間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	○次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用 ①受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤 ②債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動 ③被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること ④国または公共機関による法令等の規制 ⑤ネットワーク構成機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。 ⑥ネットワーク構成機器等の復旧または営業の継続に対する妨害 ⑦差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 ⑧賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止 ⑨脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑩ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在 ⑪政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安 ⑫衛星通信の機能の停止 ⑬電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継の中断または阻害 ⑭テロ行為等 ⑮テロ行為等を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為等に対して報復する目的で行われる行為 ⑯ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化または自然発熱その他これらに類似の事由 ⑰ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業 ⑱物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに生じた物的損害を除きます。
	③情報漏えい補償特約	被保険者が業務遂行の過程で管理する情報の偶然な漏えい事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補償します。 【支払限度額】 賠償 1 事故・保険期間中につき 5,000万円～5 億円の範囲で設定 費用 1 事故・保険期間中につき 1,000万円～1 億円の範囲で設定 見舞費用 個人情報 1 件につき 1,000 円 【免責金額】 賠償 なし または 10 万円 費用 なし または 10 万円	○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態、汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ②被保険者の犯罪行為 ③業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為 ④業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑤被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①身体の障害に対する損害賠償請求 ②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求 ⑤他の被保険者からなされた損害賠償請求 ⑥この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑦この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
	④IT業務特約	記名被保険者が本特約で規定する I T 業務を遂行するにあたり、他人の業務の遂行の阻害、他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊、他人の人格権侵害または著作権侵害その他不測かつ突発的な事由による他人の損失に対し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 サイバー・情報漏えい補償特約と同額（サイバー・情報漏えい補償特約と共通の支払限度額になります） 【免責金額】 サイバー・情報漏えい補償特約と同額	○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者が新たなもしくは改定した I T 業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、その I T 業務の欠陥 ② I T 業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定した I T 業務の欠陥によって、その I T 業務のテスト期間内または試用期間内に生じた事故 ③ I T 業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、その I T 業務の顧客と被保険者の間で、その I T 業務に関する時限的な契約を締結しているときは、その契約が満了した後の期間またはその契約がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故 ④被保険者が支出したと否とを問わず、I T 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用



STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

ご加入条件等

STEP3

補償内容の詳細

STEP4

STEP5

ご注意

補償内容の詳細

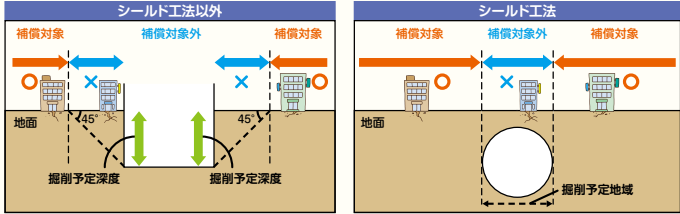
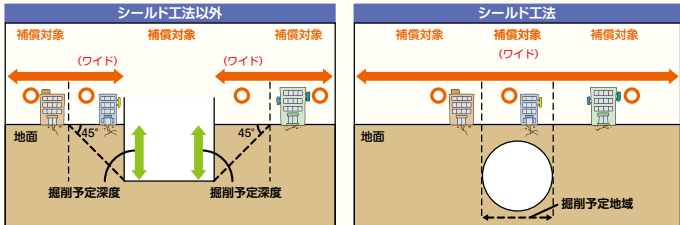
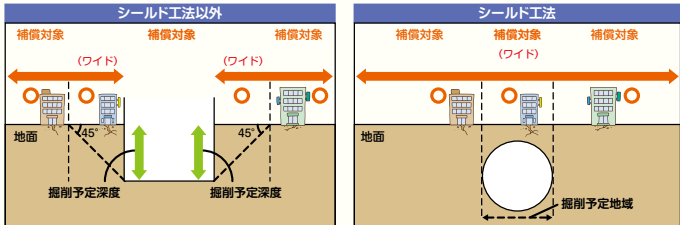
保険金のお支払いの条件や支払限度額、免責金額についてまとめております。
詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

補償範囲拡大の特約

特別約款・特約名称	保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
⑤被保険者相互間交差責任補償特約(賠償総合用)	各被保険者間をお互いに第三者とみなし、被保険者相互間の事故を補償します。ただし、弊社の責任限度額は被保険者が複数存在する場合でも保険証券総支払限度額を限度とします。 ※被保険者間相互の事故は補償の対象となりません。補償の対象に含める場合は「被保険者相互間交差責任補償特約(賠償総合用)」をセットして引き受けます。 【支払限度額】 基本プランと同額 (基本プランと共通の支払限度額になります) 【免責金額】 基本プランと同額	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
⑥漏水補償特約(賠償総合用)	賠償総合保険特別約款で免責となる「給排水設備等からの蒸気・水の漏出、いっ出に起因する財物の損壊」によって被る損害を補償します。 【支払限度額】 基本プランと同額 (基本プランと共通の支払限度額になります) 【免責金額】 基本プランと同額	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
⑦管理財物補償特約(賠償総合用)	「保険期間中に現実に被保険者の管理下にある財物(現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます)の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有するものに対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」(管理財物損壊)を補償します。 【支払限度額】 基本プランと同額 (基本プランと共通の支払限度額になります) 【免責金額】 基本プランと同額	○次のいずれかに該当する損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ②被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する管理財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害 ③作業の拙劣により生じた管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
⑧借用・支給・受託物損壊補償特約(賠償総合用)	被保険者が、管理または使用する借用・支給・受託した財物が滅失、破損、汚損、紛失、または盗取されたことにより、その借用・支給・受託した財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 500万円 【免責金額】 なし	○次のいずれかに該当する損害賠償責任 ①借用財物、支給財物および受託物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、変質、さび、汗ぬれ、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害 ②借用財物、支給財物および受託物について、発注者、委託者またはそれらについて正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物、支給財物および受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害 ③借用財物、支給財物および受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害 ④借用財物および受託物に対する修理または加工に起因する借用財物および受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ⑤借用財物、支給財物および受託物の使用不能に起因する損害 ⑥借用財物に生じた、電気的または機械的な原因により生じた損壊、汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊、電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊に起因する損害 ⑦受託物に生じた冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
⑨生産物・仕事の目的物損害補償特約(賠償総合用)	賠償総合保険特別約款で免責となる「生産物・仕事の目的物損害」について、他人の身体の障害または事故原因生産物もしくは仕事の目的物以外の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物・仕事の目的物の損壊または使用不能に対し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 基本プランと同額	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。

記載している内容以外にも保険金をお支払いできない場合や、特約を付帯することで保険金をお支払いする場合がございます。
各特約の詳細につきましては、「ご契約のしおり」に記載の、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

補償範囲拡大の特約

特別約款・特約名称	保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
⑩地盤崩壊危険補償特約(標準補償)(賠償総合用)	被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次のアまたはイの損害を補償します。 ア 不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、または土砂の流出・流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因して、土地、土地の工作物(基礎、付属物および収容物を含みます。)、もしくは植物の損壊、または動物が死傷(以下「財物の損壊」といいます。)したることについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 5万円	○次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害 ①地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する賠償責任 ②被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ③保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 ④シールド工法(TBM工法、新オーストリアトンネル工法その他これらに類する工法を含みます。以下同様とします。)によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任(注) ⑤シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任(注) ⑥被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(その業者の下請負業者を含みます。)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任(注) ワイド補償・ワイドプラス補償では、上記④および⑤による損害は補償対象となります。 ※1 標準補償については、掘削深度を水平に置き換えた範囲で発生した財物の損壊は補償対象外となります(以下、「45度免責」といいます。)
⑪地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)(賠償総合用)	イ 地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 5万円	 ※2 ワイド補償およびワイドプラス補償については45度免責の適用はありません。ただし、ワイド補償の場合はその部分の損害額に50%の縮小支払割合が適用されます。ワイドプラス補償は縮小支払割合の適用はありません。
⑫地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)(賠償総合用)	 ○被保険者が支出した次の費用 ①薬液注入にかかる費用 ②設計変更または工事変更のための費用	 ○被保険者が所有、使用または管理する財物 ②生産物または仕事の目的物
⑬使用不能損害拡張補償特約	被保険者が他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 500万円 【免責金額】 基本プランと同額	○次のいずれかに該当する財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が所有、使用または管理する財物 ②生産物または仕事の目的物 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害
⑭不良完成品損害補償特約	賠償総合保険特別約款で免責となる不良完成品損害について、完成品の損壊のほか使用不能損害について法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 5 億円 (または基本補償の支払限度額のいずれか低い額) 【免責金額】 基本プランと同額	○次のいずれにも該当する場合の損害賠償責任 ①完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能であること ②生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること ○被保険者が製造または販売した医薬品等が成分、原材料、添加物等として使用された不良完成品事故に起因する損害賠償責任
⑮不良製造品損害補償特約	賠償総合保険特別約款で免責となる不良製造・加工品損害について、製造・加工品の損壊のほか使用不能損害について法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 1事故・保険期間中につき 5 億円 (または基本補償の支払限度額のいずれか低い額) 【免責金額】 基本プランと同額	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。

STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご加入条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

補償内容の詳細

保険金のお支払いの条件や支払限度額、免責金額についてまとめております。
詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

補償範囲拡大の特約	特別約款・特約名称	保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
	⑯借用イベント施設損壊補償特約	被保険者が他人から借用する「借用イベント施設」が不測かつ突発的な偶然な事故に起因して、滅失、破損または汚損したことにより、その施設の貸主(転賃人を含みます)に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 火災・爆発 なし 上記以外(注) 10万円 (注)「漏水補償特約」付帯時には、給排水設備等に生じた事故による水漏れについては免責金額なしとなります。	○次のいずれかによる損害賠償責任 ①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害 ②被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害 ③借用イベント施設のうち、什器備品の盗取または紛失に起因する損害 ○借用イベント施設の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その借用イベント施設が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
	⑰借用不動産損壊補償特約	被保険者が他人から借用する「借用不動産」が不測かつ突発的な偶然な事故に起因して、滅失、破損または汚損したことにより、その施設の貸主(転賃人を含みます)に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 火災・爆発 なし 上記以外(注) 10万円 (注)「漏水補償特約」付帯時には、給排水設備等に生じた事故による水漏れについては免責金額なしとなります。	○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①借用不動産の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊 ②借用不動産の欠陥によって生じた損壊 ③不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊 ④借用不動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用不動産ごとに、その借用不動産の機能の喪失または低下を伴わない損壊 ⑤借用不動産の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑥電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。 ⑦風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊 ○被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任
	⑰人格権侵害補償特約(賠償総合用)	身体障害を伴わないセクハラやパワハラ等の「不当行為」により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 名につき 500万円 1 事故につき 1,000万円 保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 なし	○次のいずれかによる損害賠償責任 ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する損害 ③最初的人格権侵害が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する損害 ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する損害 ⑤被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する損害
	⑰データ損壊復旧費用補償特約	有体物の損壊を伴わずに発生した磁気的または光学的に記録されたデータまたはプログラムの消失・損壊を保険金を支払う財物の損壊として扱うことで、損壊したデータまたはプログラムを修復、再作成または再取得させるために被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故につき・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 なし	○次のいずれかに該当する損害 ①被保険者が利用し、または被保険者以外の者の利用のために管理している情報システムに対する損害またはこれら情報システムに起因する損害 ②被保険者が提供するデータまたはプログラムに対する損害またはこれらデータまたはプログラムに起因する損害 ③データまたはプログラムの使用不能に起因する損害
費用の特約	⑳被害者治療費等補償特約	偶然な事故により他人が被った身体の障害について、被保険者が弊社の同意を得て、事故発生から1年以内に被害者またはその遺族に対して支払った治療費等を負担することにより被る損害について補償します。 【支払限度額】 被害者1名につき 50万円 (そのうち見舞金・見舞金購入費用は10万円限度、見舞金購入費用は10万円のうち3万円限度) 1 事故・保険期間中につき 1,000万円 【免責金額】 なし	○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①治療費等を受け取るべき者の故意 ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被害者の妊娠、出産、早産または流産
	㉑初期対応費用補償特約(賠償総合用)	日本国内において、保険期間中に保険事故が発生した場合において、被保険者が緊急対応のために、初期対応費用(現場保存費用、被害者移送費用 等)を支出することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 500万円 【免責金額】 なし	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。

費用の特約	特別約款・特約名称	保険金をお支払いする主な場合 (支払限度額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
	㉒訴訟対応費用補償特約(賠償総合用)	日本国内において、保険期間中に損害賠償金請求訴訟がなされた場合において、被保険者が訴訟対応費用(被保険者の使用人の超過勤務手当や臨時雇用費用、意見書、鑑定書の作成費用 等)を支出することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 500万円 【免責金額】 なし	○賠償責任保険普通約款(事業用)、賠償総合保険特別約款等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
	㉓食中毒・特定感染症利益補償特約(賠償総合用)	次のアまたはイの損失を補償します。 ア 被保険者の営業する施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生あるいはその疑いがある場合、もしくは施設が所定の特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合に、営業が休止または阻害されたために生じた損失(利益保険金) イ 被保険者の営業する施設が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合に、施設に対する消毒その他の措置を行うときに、その措置に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失(指定感染症対応費用保険金) 【支払限度額】 (利益保険金) 1 事故・保険期間中につき 1,000万円(注) (指定感染症対応費用保険金) 1 事故・保険期間中につき 30万円(定額補償) 【免責金額】 なし (注) 補償期間(損失を補償する期間をいい、売上高が回復した場合または回復したと認められる場合に終わります)の上限は10日～3か月の範囲で設定します。	○次のいずれかに該当する事由によって生じた左記アまたはイの損失 ①台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ②脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 ③事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛 ④この保険契約の保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。
	㉔充実補償リコール特約	生産物の欠陥に起因して事故が発生した場合または発生させるおそれがある場合、被保険者が日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 3,000万円 または 1 億円 【免責金額】 なし	○自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプターまたは充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこまたは電子たばこ、武器、航空機の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、生産物がその成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合は、この規定は適用しません。 ○次のいずれかの事由によって生じた損害 ①消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ②生産物の修理または代替品の欠陥または異物混入のおそれ ③牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそのおそれ ④生産物の機能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示 ⑤初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等 ⑥被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ○保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知ったときまたは回収決定がなされたとき、その回収等によって生じた損害
	㉕限定補償リコール特約	生産物の欠陥に起因して重大事故が発生した場合、被保険者が日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を補償します。 【支払限度額】 1 事故・保険期間中につき 3,000万円 または 1 億円 【免責金額】 なし	○次のいずれかの事由によって生じた損害 ①消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ②生産物の修理(注3)または代替品の欠陥または異物混入のおそれ ③初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等 ④被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ○保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が重大事故の発生もしくはそのおそれを知ったときまたは回収決定がなされたとき、その回収等によって生じた損害
	㉖休業損失補償特約(商工団体用)	火災や落雷、破裂・爆発等の事故またはこれらを原因とする電気、ガス、水道などの敷地外配線配管の事故による供給停止により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、休業期間中の「粗利益」を補償します。 保険金額は 1 日あたりの粗利益額を基準に 1 対象施設につき 200万円を限度とします。(注) 免責金額 : なし (注) 約定復旧期間は「1か月」、「3か月」、「6か月」、「12か月」からご選択いただけます。	○次のいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失 ①風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。 ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災、雪災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。 ②保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ③被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ④事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ⑤万引き ⑥保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ⑦保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害 ⑧保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ⑨保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ⑩保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

記載している内容以外にも保険金をお支払いできない場合や、特約を付帯することで保険金をお支払いする場合がございます。
各特約の詳細につきましては、「ご契約のしおり」に記載の、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。



以下の順で説明します

STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご加入条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

ご契約締結前・締結後にご注意いただきたい事項について
詳しくは「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」をご参照

まとめております。ご契約前にならずご確認ください。
ください。



STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご加入条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

契約締結前におけるご注意事項

(1) 商品の仕組み

自動セット

賠償責任保険普通保険約款 (事業用) + 賠償総合保険特別約款 + 賠償責任保険追加特約 (商工団体用) + 各種特約

(2) 補償内容

●被保険者

保険契約により補償の対象となる方をいい、記名被保険者 (加入依頼書の「記名被保険者」欄に記載された方) が被保険者となります。ただし、補償の内容によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

●記名被保険者

加入依頼書の記名被保険者欄に記載された方をいいます。

●保険金をお支払いする主な場合

P.7～12の「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

●お支払の対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療や修理費等 (損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置 (他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等) に要した費用
⑤争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑥協力費用	弊社が発生した事故の解決にあたる場合、弊社へ協力するために要した費用

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、すべての保険金の合計で、保険証券記載の支払限度額 (総支払限度額) を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に弊社の同意を要しますので、必ず弊社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、損害賠償金とはなりません。適用される普通保険約款、特別約款、特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款、特約をご確認ください。

●保険金をお支払いしない主な場合

P.7～12の「保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

(3) ご希望によりセットできる主な特約とその補償内容

P.7～12の「補償内容の詳細」をご確認ください。詳細や記載していない特約につきましては普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

(4) 保険期間

保険期間 (保険責任の始まる日から終了する日までの期間) は1年間とします。実際にご契約いただくにあたってのお客さまの保険期間は保険契約申込書をご確認ください。

(5) 支払限度額等

支払限度額 (または保険金額) とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額 (注) につきましては、加入依頼書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(注) 免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(6) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み・制度維持費

保険料は支払限度額、保険料算出の基礎数値 (売上高等) 等により決定されます。保険料が見込み数値に基づいた暫定保険料の場合には、保険期間終了後に確定した売上高等にて算出した保険料との差額を精算いたします (注)。

お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、加入依頼書の「保険料」欄にてご確認ください。

また、保険料のほかに加算者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

(注) 「保険料精算特約」がセットされることにより、保険期間終了後に精算が必要となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②保険料の払込方法等

保険料の払込方法は月払となっております。保険責任開始月の翌々月よりご指定の口座から毎月引き落とします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(7) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(8) 告知義務 (保険契約申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、★または☆がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(9) クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等)

この保険は、お客さまが事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ (注) することができません。

(注) クーリングオフとは、ご契約の申込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度をいいます。

(10) 補償の重複について

他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や弊社以外の保険契約または共済契約を含みます) により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。 (注)

(注) 複数あるご契約のうち、1契約のみに特約がセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

保険契約申込書に☆がついている事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(2) 脱退と返れい金

ご契約を脱退する場合は、保険契約者を通して取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

脱退の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等を請求することがあります。また返還される保険料があっても多くの場合は、払込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。

(3) 損害保険契約者保護機構について

損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご契約のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳細につきましては「重要事項説明書」をご確認ください。

(4) 個人情報の取扱いについて

保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご確認ください。

(5) ご契約の取り消し・無効・重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません (下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償保険金に対する保険金を除きます)。

①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させ場合

②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

万が一事故がおきた場合には

- 万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますので、ご注意ください。
- 引受保険会社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、次のような事由が生じた場合には、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。
 - ①警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
 - ②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。

- 法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、損害賠償事故に関わる示談交渉は弊社とご相談のうえ、お進めください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合、または損害賠償金などを支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。
- 事故の際、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っております。確認内容は保険金支払いの目的以外には利用いたしません。
- 賠償責任保険において、被保険者(加害者)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

その他ご注意いただきたいこと

このパンフレットはビジネス総合保険制度の概要をご紹介しますものです。

詳細につきましては普通保険約款、特別約款、特約をご確認ください。

商工会名

引受保険会社お問い合わせ先

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** (お客さま相談センター)

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

万が一の
事故の際には



0120-091-161
FAX 098-863-5596

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは